

令和5年11月30日

海老園地区町内会連合会  
会長 木原 省治 様

佐 伯 区 長  
( 区政調整課 )

海老園地区町内会連合会からの要望について（回答）

令和5年9月27日付けで要望のありました件について、別紙のとおり回答  
します。

# 配席表

区役所本館3階応接会議室

R5.11.30

|                        |                          |                       |
|------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 区政調整課担当<br>○ ○         | 区政調整課 課長補佐<br>渡邊 初一<br>○ |                       |
| 区政調整課 課長<br>香川 隆志      | ○                        |                       |
| 地域起こし推進課長<br>吉村 正美     | ○                        |                       |
| 維持管理課 係長<br>上本 勝平      | ○                        | ○ 海老園地区町内会連合会<br>木原会長 |
| 維持管理課 課長<br>瀬野田 昌典     | ○                        | ○ 宮本副会長               |
| 地域整備課 課長<br>森 恭彦       | ○                        |                       |
| 地域整備課 主任技師<br>大元 智裕    | ○                        |                       |
| 地域整備課下水道担当 課長<br>竹林 俊明 | ○                        |                       |
| 地域整備課 課長補佐<br>林田 沙貴子   | ○                        |                       |

出入口

| 通番 | 要望書の番号 | 担当課                                     | 問い合わせ先                       |
|----|--------|-----------------------------------------|------------------------------|
| 1  | 1-①    | 地域起こし推進課                                | 082-943-9705                 |
| 2  | 2-①    | 佐伯警察署                                   | 082-922-0110                 |
| 3  | 2-②    | 維持管理課                                   | 082-943-9737                 |
| 4  | 2-③    | 佐伯警察署                                   | 082-922-0110                 |
| 5  | 2-④    | 維持管理課                                   | 082-943-9737                 |
| 6  | 2-⑤    | 維持管理課                                   | 082-943-9738                 |
| 7  | 2-⑥    | 道路交通局自転車都市づくり推進課                        | 082-504-2349                 |
| 8  | 2-⑦    | 地域整備課<br>佐伯警察署                          | 082-943-9750<br>082-922-0110 |
| 9  | 3-①    | 地域起こし推進課                                | 082-943-9705                 |
| 10 | 4-①    | 区政調整課                                   | 082-947-9703                 |
| 11 | 4-②    | 広島電鉄株式会社                                | 082-207-0103                 |
| 12 | 4-③    | ひろでんモビリティサービス株式会社                       | 082-208-3033                 |
| 13 | 5-①    | 地域整備課(樹木選定希望図-1)<br>経済観光局水産課(樹木選定希望図-2) | 082-943-9750<br>082-504-2252 |
| 14 | 6-①    | 維持管理課                                   | 082-943-9737                 |
| 15 | 6-②    | 佐伯環境事業所                                 | 082-922-9211                 |
| 16 | 7-①    | 市民局スポーツ振興課<br>五日市南中学校                   | 082-504-2503<br>082-923-5601 |
| 17 | 7-②    | 教育委員会施設課                                | 082-504-2472                 |
| 18 | 7-③    | 地域整備課                                   | 082-943-9750                 |
| 19 | 8-①    | 維持管理課                                   | 082-943-9737                 |
| 20 | 8-②    | 地域整備課下水道整備担当                            | 082-943-9756                 |
| 21 | 8-③    | 地域整備課下水道整備担当                            | 082-943-9756                 |
| 22 | 8-④    | 経済観光局水産課                                | 082-504-2252                 |
| 23 | 8-⑤    | 安芸五日市郵便局 第一集配営業部                        | 0570-943-093                 |
| 24 | 8-⑥    | 地域整備課                                   | 082-943-9750                 |

## 回 答 書

担当課 地域起こし推進課

|                                                                                                                                                                                                                 |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                                                                                                                                           | 海老園地区町内会連合会 |
| <p>要請内容</p> <p>1. ① 海老園地区町内会連合会地域は、いわゆる「閑静な住宅地域」として存在しています。その中で住民の皆さんから聞く声は、特に区役所の近辺地域における賑わいが、減少しているのではないかと思います。</p> <p>私どもにそのための、具体的な対策がある訳ではありませんが、知恵を絞りあって努力して参りたいと思います。区としてのご見解がございましたら、お知らせ願いたいと思います。</p> |             |

### (回 答)

海老園地区と同じような住宅系地域である住宅団地などでは、地域主体で「まつり」などのイベント実施による賑わいづくりに取り組まれています。当地区も、そうした方向性での賑わいづくりが考えられます。

貴町内会連合会が、地域の賑わいの創出のために、地域主体で取り組まれるイベントなどを御検討される際には、補助金の活用ができる場合や、マイク、スピーカーなどの備品等の貸出もありますので、地域起こし推進課まで御相談ください。

なお、本市では、そうした地域の賑わいの創出など、地域主体のまちづくりを進めることができるよう、概ね小学校区を活動範囲とした地域を代表する組織として、地域の実情に応じて、町内会連合会・自治会や社会福祉協議会が中心となって、地域団体等と連携しながら、地域の情報・将来像の共有や、地域課題の解決に向けた様々な活動の企画・検討、広報等に取り組む「新たな協力体制」である広島型地域運営組織「ひろしまLMO（エルモ）」（以下「LMO」といいます。）づくりに取り組む地域を募集しています。本市がその地域を「LMO」として認定した場合は、本市から運営助成金などの支援を行いますので、御検討いただければと思います。

## 回 答 書

担当課 佐伯警察署

|                                                                                   |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                             | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                              |             |
| 2. ① 交通安全対策図面（以下、交通図と記します）の、1および2で示す場所について、一旦停止の標識を設置するなどの安全対策を実施して頂きたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

一時停止規制は既にあるため、令和6年度内に別添位置図1については早期に標示の更新をします。

また、同図2は摩耗はほとんどないため、標示の塗り直しは非対応とします。

# 回 答 書

担当課 維持管理課

申 出 者

海老園地区町内会連合会

## 要請内容

2. ② 交通図―3で示す丁字路は、交通事故の危険性が多い場所です。左右方向のカーブミラーは設置してありますが、民家の敷地からの道路への飛び出しが多く、危険性が高い状況です。何らかの対策を実施して頂きたいとの要望があります。

## (回 答)

現地調査を行いました。左右方向2枚のカーブミラーとともに、路面には交差点を示すT字マークも設置されており、民家からの飛び出しにかかる追加の対策を行うことは困難です。

ただし、現況のT字マークが薄くなっており、また民家前の白線（外側線）の一部が消えているため、塗り直しを行います。

## 回 答 書

担当課 佐伯警察署

|                                                                                               |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                         | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                                          |             |
| 2. ③ 交通図一4で示す交差点では、特に登校時間帯などで歩行者が途切れることがなく、車両の右左折がスムーズにならないことがあります。なんらかの対策を実施して頂きたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

要望箇所の海老山(西)交差点は、他の方からも要望があり、令和5年10月23日、東西歩行者用灯器が赤色になってから直後の車両青色秒数(東行き右折)を15秒から18秒に延長し、渋滞緩和をする改善を実施しております。

## 回 答 書

担当課 維持管理課

|                                                                   |             |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                             | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                              |             |
| 2. ④ 交通図一5, 6においては恒常的に車両による交通事故が発生しています。有効的な対策を実施して頂きたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

交通図一5の箇所については全方向に横断歩道が設置されており、そもそも車両はスピードを落として通行しなければなりません。

また警察による一時停止の規制や、市施工によるカーブミラー設置及びカラー舗装施工など、必要な対策は施しています。

ただし、交差点北側道路の中心線と南側道路の中心線がずれており、交差点の中心が分かりにくいことから、現地には自発光式の道路鋲が埋設されていますが、故障により発光していない状況となっているため、交換するとともに、新たに白線による交差点十字マークを設置します。

交通図一6の箇所については、四隅にカーブミラーを設置しているほか、一時停止の規制や、交差点十字マークなど、必要な対策は施していることから、新たな対策実施は困難です。

## 回 答 書

担当課 維持管理課

申 出 者

海老園地区町内会連合会

### 要請内容

2. ⑤ 交通図一7で示す空き家からの雑木の成長により、交通標識が見えにくい状況にありますので、対策を実施して頂きたいとの要望があります。

### (回 答)

所有者の住所を調査して生け垣の剪定を依頼する文書を送付したところ、交通標識が見えにくくなっている箇所について、軽剪定を行っていただくことになりました。続いて、成長の止まる時期に本格的に剪定を行い、年内には完了させるとのご連絡がありました。

## 回 答 書

担当課 道路交通局自転車都市づくり推進課

申 出 者

海老園地区町内会連合会

### 要請内容

2. ⑥ 自転車運転者にもヘルメットの着用が義務付けられました。ヘルメット着用を促進するために、購入希望者に何らかの補助を実施して頂きたいとの要望があります。

### (回 答)

令和5年4月1日から自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。

本市では、購入希望者への補助金については、自転車用ヘルメットが個人の身を守るために大きな役割を果たすものであるため、一義的には利用者自身でご負担いただくものと考えています。

このため、自転車用ヘルメット着用の促進に資する既存の周知啓発活動に加え、有料駐輪場におけるヘルメットを着用しやすい環境整備などの新たな取組や、自転車用ヘルメット着用に特化した周知啓発活動を実施していきます。

## 回 答 書

担当課 佐伯警察署 地域整備課

|                                                                                                               |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                                         | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                                                          |             |
| 2. ⑦ 五日市南小学校への通学路について、別紙の意見が寄せられています。この問題については連合町内会の要望という形にまとめることが不可能ですが、貴職においても関係部署と改善の有無を含めて再考をお願いしたいと思います。 |             |

### (回 答)

いただいた要望につきましては担当課へ情報提供を行いました。

## 回 答 書

担当課 地域起こし推進課

|                                                                                                                                       |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                                                                 | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                                                                                  |             |
| 3. ① NTT 固定電話のナンバーディスプレイ表示サービスが、使用者年齢の制限があるものの無料となりました。特殊詐欺防止対策にナンバーディスプレイ表示サービスは有効なものと考えられています。このサービスの無料化を宣伝されることを実施して頂きたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

令和5年4月17日より、NTT 東日本及びNTT 西日本は、特殊詐欺犯罪の防止に向けた取組として、「ナンバーディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者無償化」の受付を開始しております。

広島県警察本部（以下、「県警」という。）によると、特殊詐欺被害のほとんどが、自宅の固定電話にかかってくるとのことであり、知らない番号や番号非通知の電話に出ないことが被害防止の基本であるとしています。電話に出る前に、電話番号を確認できる「ナンバーディスプレイ」は有効な特殊詐欺の被害防止対策であることから、ナンバーディスプレイの無償化について、多くの市民・区民に知ってもらうために、県警のホームページや、県警が発行する、「犯罪情報官速報」などの広報媒体によりお知らせしています。同様に、本市においても、本市ホームページでお知らせしているところです。

御要望のありました、ナンバーディスプレイの無償化の宣伝につきましては、県警などの関係機関と連携の上、これまでのお知らせ方法に加え、例えば、佐伯区役所をはじめとする公共施設などにおいて、ナンバーディスプレイの効果（メリット）とナンバーディスプレイ契約の無償化に関するチラシを掲示するなど、広く市民・区民に広報してしたいと考えております。

## 回 答 書

担当課 区政調整課

|                                                                             |             |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                       | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                        |             |
| 4. ① スマートムーバーについて、当地域では多くの人たちから運行継続の声が届けられています。区役所においても利用促進を促していただきたいと思います。 |             |

### (回 答)

広島電鉄株式会社が実施主体となって令和3年2月1日より実験運行を開始しているスマートムーバーの利用促進に関しまして、区としては、広島電鉄株式会社からチラシを受領し、区役所の2階や、営業区域内の市の公共施設に設置依頼するなどの協力を行います。

今後もいただいた地元の方々のお声は広島電鉄株式会社へお伝えしていきます。

なお、運行継続について、広島電鉄株式会社から「現在、社内で検討中です。」と回答を得ています。

# 回 答 書

担当課 広島電鉄株式会社

申 出 者

海老園地区町内会連合会

## 要請内容

4. ② スマートムーバー図-1の地域に、乗降場の設置を検討していただきたいと思  
います。

## (回 答)

乗降場所の新設につきましては、運行上の問題確認や警察、地先地権者等との調整  
などがあることから、検討に時間を要することになりますが、要望エリアへの設置に  
向けて検討します。

## 回 答 書

担当課 ひろでんモビリティサービス株式会社

|                                              |             |
|----------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                        | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                         |             |
| 4. ③ 乗降場所の表示があるところでの、乗降を徹底していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

これまでも現地に表示している乗降場所で乗降を行うよう、乗務員への指導を行っておりますが、駐車車両等の状況によっては、乗降場所表示から前後した位置で乗降を行う場合もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、乗降場所以外での乗降が見受けられた場合、ご連絡いただければ個別に乗務員へ指導を行わせていただきます。

## 回 答 書

担当課 地域整備課（樹木選定希望図・1）

経済観光局水産課（樹木選定希望図・2）

|                                              |             |
|----------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                        | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                         |             |
| 5. ① 樹木の剪定希望図一1, 2に示す樹木を剪定していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

各関係課に確認したところ、次のとおり回答がありました。

#### 【地域整備課】

当該樹木はクスノキで、市においては自然樹形を生かす樹木としているため、基本的に剪定を行っておりませんが、一般交通の支障となる枝につきましては、適宜、剪定を行っています。

当該箇所については、ご指摘後に現地を確認し一部を剪定いたしました。

#### 【経済観光局水産課】

令和5年8月末に歩行者通路にかかる枝葉について剪定を行いました。今後についても、適宜状況を確認するとともに、必要に応じて業者委託による樹木剪定を検討致します。

# 回 答 書

担当課 維持管理課

申 出 者

海老園地区町内会連合会

## 要請内容

6. ① ごみ対策図—1で示すゴミ置き場の下地が砂地であるために、砂が流れ道路のアスファルトとの間で段差が大きくなって足元がよくないので、アスファルトにして頂きたいとの要望があります。

## (回 答)

当該敷地の一部は道路ではなく都市計画道路整備予定地であり、コンクリート構造物などの障害物が点在していることから、アスファルト舗装の施工は困難です。

まずは、くぼんだ箇所へ碎石を投入することにより段差を解消いたしますので、しばらく様子を見ていただければと思います。

## 回 答 書

担当課 佐伯環境事業所

|                                                                      |             |
|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                 |             |
| 6. ② ごみ対策図一2で示す場所へ、ゴミステーションの設置が希望されているために、関係町内会と協議していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

10月3日(火)、五天場町内会：甘利会長に連絡し、ごみ集積場に関する概要を説明させて頂きました。

## 回 答 書

担当課 市民局スポーツ振興課 五日市南中学校

|                                                                               |             |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                         | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                          |             |
| 7. ① 体育館の利用について、使用開始時間・退出時間の指導を徹底してほしい。土・日・休日のクラブ活動の開始時間も考慮していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

各関係課に確認したところ、次のとおり回答がありました。

#### 【市民局スポーツ振興課】

体育館は、クラブ活動のほか学校体育施設開放事業の活動で利用しています。学校体育施設開放事業は、本市が、年間を通して事業の具体的な実施を開放校ごとに組織された学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託し、運営委員会が主体となって運営しています。

今回の要請内容を、五日市南中学校の運営委員会に伝え、以下の回答を得ました。運営委員会から、今後は、定められた使用する時間を守り、使用開始時間については、早めに使用を開始せず、時間通りに開始する。また、退出時間についても、活動を終えたら学校内から速やかに退出するよう各使用団体に注意喚起をするとのことです。

本市としても、五日市南中学校の学校体育施設開放事業については、引き続き注視してまいります。

#### 【五日市南中学校】

お世話になります。五日市南中学校の土・日・休日の部活動の開始時間についてですが、8時から開始となっています。部活動の中で、吹奏楽部の活動では音出しがありますが、こちらも同様に8時開始です。ただし、吹奏楽部のコンクールや大会前1週間に限っては特例として7時30分から音を出して練習可としています。また今年夏の吹奏楽の大会では演奏の順番が一番手だったため、準備や楽器の搬出のために朝5時に生徒が集合したことがあったとのことです。これは当日のみのことです。

夏の期間については、近年の異常気象により7月8月は非常に気温が高く、熱中症の心配がありました。生徒の健康や安全に配慮し、夏休み中、グラウンドや体育館を使用する部活動の中には、特例の時間帯を設定し、朝7時30分から練習を開始してできるだけ涼しいうちに活動を終えるという対応をしています。

# 回 答 書

担当課 教育委員会施設課整備係

|                                                                            |             |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                      | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                       |             |
| 7. ② 五日市南中学校図一1・2で示す、フェンスの西側は整備されたが北側の整備が行われていないので、北側も整備していただきたいとの要望があります。 |             |

## (回 答)

本市では、大阪府北部地震による学校のコンクリートブロック造の塀の倒壊事故を受け、学校施設にあるコンクリートブロック造の塀の調査を行い、安全性が確認できないものについては、緊急性・危険性の高いものから順に安全対策として改修等の措置を講じることとしています。

五日市南中学校の西側にあったコンクリートブロック造の塀については、改修等が必要なものであったため、令和4年度に工事を行い、フェンスを整備したところです。

この度、要望をいただきました北側のフェンスについては、改修等の対象となるコンクリートブロック造の塀ではなく、また、学校への聞き取り及び現地調査を行ったところ、直ちに、生徒等の安全や学校運営への支障をきたす状況ではないことが確認できたため、現時点で改修等を行う予定はありません。

なお、学校施設の整備等については、市内全232園校からの要望等に基づき、優先度合等を考慮しながら、限られた予算の中で、進めているため、今後も引き続き、学校等との連携を密に図り、緊急性を要する箇所から順次、修繕等を行っていきたいと考えています。

## 回 答 書

担当課 地域整備課

|                                                        |             |
|--------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                  | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                   |             |
| 7. ③ 五日市南中学校図一3で示す、歩道に傾斜が在り歩きにくいので整備していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

五日市南中学校北側（市道佐伯4区50号線）の歩道は、幅員が狭く隣接住戸への乗り入れが多数存在することに加え車道と隣接地に高低差があるため、段差・傾斜が連続しています。

現在の状況では、段差・傾斜を無くすことは困難ですが、民地部の施工と歩車道境界ブロックの調整等で地権者の同意・協力を得ることができれば多少でも改善する方法を検討したいと思います。

## 回 答 書

担当課 維持管理課

|                                                                   |             |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                             | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                              |             |
| 8. ① その他図—1で示す、雨水側溝に土砂が溜まっており、すぐに水が溢れる状況にあるので整備していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

現地調査の結果、雨水集水桝に土砂が溜まっていたため、10月31日に清掃しました。

## 回 答 書

担当課 地域整備課下水道整備係

|                                                                                                                                    |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                                                              | 海老園地区町内会連合会 |
| <b>要請内容</b><br><br>8. ② その他図一2で示す、「(仮称)海老園第六公園」整備事業は工事が進んでおりますが、その公園の西側は整備の対象外となっております。ちびっこ広場東側との間は雨水が滞留し、悪臭が強く対策を行ってほしいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

昨年度末にご要望のありました、U型側溝への排水を阻害し雨水を滞留させていたブロックについては撤去し、雨水が滞留しているU型側溝の浚渫を行いました。

当該箇所においては、将来、埋め立てて公用車駐車場として整備する計画があり、費用の問題から、多くの予算をかけて水路改修を行うことは難しいため、駐車場が整備されるまでは、悪臭対策として、年に2回程度、側溝の浚渫を行っていきたいと考えています。

## 回 答 書

担当課 地域整備課下水道整備係

申 出 者

海老園地区町内会連合会

### 要請内容

8. ③ その他図一3および4で示す地域では、大雨時に雨水用のマンホールから水が噴き出すという事態が発生することがあります。なんらかの対策を実施してほしいとの要望があります。

### (回 答)

本市では、中心市街地において、10年に1回程度降る強い雨(1時間雨量53mm)、それ以外の地区において5年に1回程度降る強い雨(1時間雨量46mm)が発生しても浸水しないことを目標に、雨水施設の整備を進めています。

しかしながら、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していることから、整備が完了した地区であっても、施設の能力を上回る雨が降った場合には、浸水被害が発生するおそれがある状況です。

なお、海老園地区を含む宮島街道南側の地域におきましては、旧五日市町時代に整備された雨水施設を利用しているものがあり、老朽化対策として下水道の改築工事を順次進めています。改築することにより、流下能力の向上も見込まれることから、引き続き、老朽化対策を進める中で改善を図りたいと考えています。

## 回 答 書

担当課 経済観光局水産課

|                                                                                                   |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 申 出 者                                                                                             | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                                                                                              |             |
| 8. ④ 「五日市漁港公園(緑地公園)」内の傾斜地の手すりで子どものケガが発生しており、「注意喚起」の標識を掲示していただきたい(以前も提出したが、すべて無くなっています) との要望があります。 |             |

### (回 答)

令和4年3月に設置していた掲示物が剥がれていたため、掲示方法を変更しました。  
現在は、注意喚起の文字の入ったシールを手すりに貼り付ける方法に掲示方法を代えています。

今後も引き続き掲示を行うとともに、シールの枚数を増やす等、より注意喚起につながる方法を検討していきます。



## 回 答 書

担当課 安芸五日市郵便局 第一集配営業部

|                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| 申 出 者                            | 海老園地区町内会連合会 |
| 要請内容                             |             |
| 8. ⑤ 郵便ポストを増設置していただきたいとの要望があります。 |             |

### (回 答)

平素は、郵便局をご利用いただきありがとうございます。

さて、今般ご要望いただきました郵便差出箱の設置の件ですが、以前にもご返答させていただきましたが、次の理由により、現段階ではご要望に沿うことができません。

郵便差出箱の設置に際しては、道路など土地の占有料が発生いたしますが、以前に設置していた郵便差出箱の占用料につきましては、長年、土地の所有者さまのご厚意により、無償貸与を受けておりました。

海老園2丁目・海老園3丁目の近隣の郵便差出ポストは、区役所前・佐伯区スポーツセンター前と遠い印象もあります。設置する場所を決定するためにはいろいろな条件がありますが、まずは設置場所の確保が必要になります。出来ましたら土地の所有者様等のご厚意により無償貸与をいただけないかと思う次第です。

設置場所の確保が出来れば前向きに検討できるかと存じます。

誠に申し訳ございませんがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 回 答 書

担当課 地域整備課

申 出 者

海老園地区町内会連合会

### 要請内容

8. ⑥ その他図一5で示す地域の住居は、約20年前に約十数世帯が一斉立ち退きとなった後の市の空き地に未だに立ち退いていない家が一軒だけあります。今でも時々住人の出入りがあり、これまでに立ち退いた住民をはじめとして、おかしいとの疑問の声が多数あります。

今さら聞くににくいことでもあり、誰一人としてその理由を知っている人がいないという状況です。

市からは一斉立ち退きと説明を受けていましたが、例外を認めた(?)経緯についての説明責任が果たされていないのではないかと指摘がなされています。

### (回 答)

該当地の土地及び建物については、当時、都市計画道路市道海老寿老地線の側道整備として市道佐伯4区124号線の先行拡幅整備用地として買収を行っていますが、要望書にあるように一軒の買収が難攻している中で財政状況からも遅延している状況です。

今後は、財政状況をふまえて都市計画道路海老寿老地線の整備と併せて買収する予定です。